○北海道開発局告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十二号

(三)　占用を制限する区域　札幌市中央区北一条西三丁目三番九から旭川市永山二条一三丁目四三番三まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五)　占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局札幌開発建設部及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十六号

(三)　占用を制限する区域　札幌市中央区北一条西三丁目二番一四から室蘭市海岸町一丁目八九番まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五)　占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局札幌開発建設部及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十七号

(三)　占用を制限する区域　北海道山越郡長万部町字長万部一九七番一から室蘭市東町三丁目一四番三二まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五)　占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局函館開発建設部及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十八号

(三)　占用を制限する区域　滝川市大町一丁目一番から釧路市大川町一番一まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五)　占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局札幌開発建設部、同局旭川開発建設部、同局釧路開発建設部及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十九号

(三)　占用を制限する区域　旭川市四条通八丁目一七〇三番五から網走市南四条東一丁目一番二まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五)　占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局旭川開発建設部及び同局網走開発建設部